

水・土壌環境保全施策について

平成 18 年 3 月
水・大気環境局

1. 第3次環境基本計画（案）重点分野「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」

第三次環境基本計画（案）における重点分野「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」において、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組をさらに進めるための施策の基本的方向、国の取組、各主体に期待される役割等について記載。本年度内に閣議予定。

2. 改正湖沼法の円滑な施行

昨年6月、中央環境審議会答申（「湖沼環境保全制度の在り方」（平成17年1月））を踏まえ、湖沼水質保全特別措置法の改正がなされたところ。

同法の施行に向け、湖沼水質保全基本方針の変更（平成18年1月）を行うとともに、同法施行令及び施行規則の改正に関する準備を現在進めている。

3. 水生生物保全に係る環境基準類型指定、排水規制等

水生生物保全の観点から、中央環境審議会答申（「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（第一次報告）」（平成15年9月））を踏まえ、全亜鉛に係る水質環境基準を設定（平成15年11月）。これを踏まえ、平成16年8月、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」及び「水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について」中央環境審議会に諮問しているところ。

環境基準の類型指定

環境基本法に基づき国が環境基準の類型指定をすることとされている水域（37河川・湖沼、10海域）について、類型指定を順次行うべく、現在、水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において審議が行われているところ。同専門委員会報告として本年3月を目途にとりまとめ。

排水規制等

現在、水環境部会水生生物保全排水規制等専門委員会において、亜鉛の排出源、排水濃度の実態、処理技術の水準等について審議が行われているところ。同専門委員会報告として本年4月を目途にとりまとめ。

4. 閉鎖性海域対策

第6次総量規制基準の設定

平成17年5月、中央環境審議会答申（「第6次水質総量規制のあり方について」）を踏まえ、第6次水質総量規制基準の設定方法について、中央環境審議会に諮問しているところ。水環境部会総量規制専門委員会において審議が行われており、同専門委員会報告として平成18年度早期にとりまとめ。

有明海・八代海総合調査評価委員会の中間とりまとめ

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、両海の再生に係る評価を行うために環境省に設置されている「有明海・八代海総合調査評価委員会」において、これまでの総合的な調査に関する中間とりまとめがなされたところ。

5. 土壌汚染対策

土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染対策法の施行（平成15年2月）後3年間で、同法に基づく指定基準を超過する汚染が認められて指定区域とされた区域は104件、このうち土壌浄化等措置が講じられて指定区域の一部又は全部が解除された区域は54件。

土壌汚染対策の検討状況

昨年6月の土壌農薬部会において同部会土壌汚染技術基準等専門委員会に検討が委ねられた、鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方についての「油汚染対策ガイドライン」については、3月8日に開催された専門委員会で専門委員会報告書として取りまとめられ、3月31日の土壌農薬部会に報告される予定。

なお、この他、土壌汚染事例の態様に応じた対策を進めやすくするため、射撃場に係る鉛対策ガイドライン等の具体的な技術指針を検討・策定し、策定したガイドラインの実施状況をフォローアップしていく予定。

また、国内外で検討されている食品中のカドミウム濃度基準の見直しが行われる場合に、汚染農用地の指定要件や環境基準の見直し等を円滑に行えるようにするための検討を行う予定。

6. 農薬による環境汚染防止対策

環境中における残留性及び生物濃縮性の観点から、より適切なリスク管理を行うため、土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正（平成17年8月環境省告示）するとともに、同基準の円滑な施行（平成18年8月）に向けて準備しているところ。

7. 世界水フォーラム等国际的対応

第4回世界水フォーラム（本年3月、メキシコ）において、関係各国による水質監視や汚濁防止技術等に関する情報の収集整理・共有データベースの構築を目指す「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）」に関する発表等をはじめ、積極的に参画・貢献していく。